

品川区公契約条例施行規則

令和7年3月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、品川区公契約条例（令和6年品川区条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第6条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる契約とする。ただし、区長が別に定めるものを除く。

- (1) 施設の総合的な管理業務に関する契約
- (2) 施設の受付業務に関する契約
- (3) 施設の清掃業務に関する契約
- (4) 施設の警備業務（機械警備を除く。）に関する契約
- (5) 学校等の用務業務に関する契約
- (6) 給食調理業務に関する契約

2 条例第6条第1項第3号の規則で定める指定管理協定は、前項に定める契約に準ずるものとする。

(労働報酬の換算方法)

第4条 条例第7条第3項の労働報酬の換算方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(立入調査に携帯する身分を示す証明書)

第5条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式）とする。

（審議会の会長）

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、条例第14条第3項第1号に掲げる者のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、第2項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第7条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、区長が審議会を招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

5 会議の公開の方法、公開の可否その他会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

（審議会の庶務）

第8条 審議会の庶務は、企画経営部経理課において処理する。

（条例別表5の項に定める報告に関する事項）

第9条 受注者は、次に掲げる事項を区長が指定する日までに報告をしなければならない。

- (1) 労働者等に係る就業規則、雇用契約等に係る状況
- (2) 労働者等に係る安全衛生、安全教育、健康管理等に係る状況
- (3) 労働者等の労働時間の管理の状況
- (4) 労働者等の労働報酬の支払に係る状況
- (5) 最も低い労働報酬の額および当該労働報酬の対象となる職種
- (6) 条例に定める約定事項に係る状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、労働者等の労働環境に係る法令等の遵守に係る状況

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に認める場合にあっては、受注者は、同項に掲げる事項の全部または一部の報告を省略することができる。

3 受注者は、第1項の報告をした事項に変更があったときは、速やかに区長に報告をするものとする。

(条例別表6の項に定める周知に関する事項)

第10条 条例別表6の項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例に定める約定事項が適用される労働者等の範囲
- (2) 条例第10条の規定による申出に関する事項およびその申出先
- (3) 条例別表4の項に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- (4) 条例別表7の項に規定する不利益取扱いの禁止等に関する事項
(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

(表)

身分証明書

所属

氏名

上記の者は、品川区公契約条例第11条第1項の規定により事業所等へ立ち入り、調査または質問を行いうる権限を有する者であることを証明する。

交付年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

品川区長



(裏)

品川区公契約条例（抜粋）

(報告および立入調査)

第11条 区長は、前条の規定による申出があったときまたはこの条例の規定に基づき約定する事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者もしくは受注関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に受注者もしくは受注関係者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により事業所等へ立ち入り、調査または質問（以下これらを「立入調査」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。